

議案第102号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月18日提出

清水町長 阿部 一 男

専決処分第14号

令和2年度 清水町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度清水町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 下水道事業費用	297,834 千円	△67 千円	297,767 千円
第1項 営業費用	283,439 千円	△67 千円	283,372 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)職員給与費	25,796千円	△67 千円	25,729 千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年11月27日

清水町長 阿 部 一 男

令和2年度 清水町下水道事業 補正予算実施計画（第2号）
収益的収入及び支出

収入

補正なし

支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 下水道事業費用			297,834	△ 67	297,767
	1. 営業費用		283,439	△ 67	283,372
		3. 総係費		37,722	△ 67

令和2年度清水町下水道事業会計補正予算説明書（第2号）
収益的收入及び支出

公共下水道事業収益的收入

補正なし

公共下水道事業収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1. 下水道事業費用			215,574	△ 42	215,532				
	1. 営業費用		203,898	△ 42	203,856				
		3. 総係費		27,188	△ 42	27,146	2. 手当	△ 36	職員手当 △ 36
							4. 法定福利費	△ 6	職員共済費 △ 6

令和2年度清水町下水道事業会計補正予算説明書（第2号）
収益的收入及び支出

集落排水事業収益的收入

補正なし

集落排水事業収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1. 下水道事業費用			82,260	△ 25	82,235				
	1. 営業費用		79,541	△ 25	79,516				
		3. 総係費		10,534	△ 25	10,509	2. 手当	△ 21	職員手当 △ 21
							4. 法定福利費	△ 4	職員共済費 △ 4

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後		3		12,385	7,117	19,502	6,227	25,729	
補 正 前		3		12,385	7,174	19,559	6,237	25,796	
比 較		0		0	-57	-57	-10	-67	

手当の内 訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補 正 後	5,186	257	258	956	360	100	0
	補 正 前	5,243	257	258	956	360	100	0
	比 較	-57	0	0	0	0	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
手 当	-57	制度改正に伴う増減分	-57		
		その他の増減分			